

大阪大学グローバルビレッジ施設整備運営事業
入札説明書のうち「審査委員会審査委員」の変更等について

平成 29 年 4 月 21 日 大阪大学

「大阪大学グローバルビレッジ施設整備運営事業提案審査委員会」(以下、「審査委員会」という)の「水野晴男(委員)」に代わり、「池田三喜男(委員)」、「松本光弘(委員)」に代わり、「住吉賢司(委員)」、「秋山明寛(委員)」に代わり、「阿部英樹(委員)」が、新たに平成 29 年 4 月 1 日付けで就任いたしましたので、お知らせします。また、「志賀直比古(委員)」の所属・役職名が変更いたしましたので、併せてお知らせいたします。

上記により、平成 29 年 4 月 1 日からの審査委員会は別紙の通りとなります。

また、入札参加者配付資料1(インフラ現況図(電気))について別紙の通り追記し、併せて事業契約書(案)別紙10について別紙の通り条文を追加します。

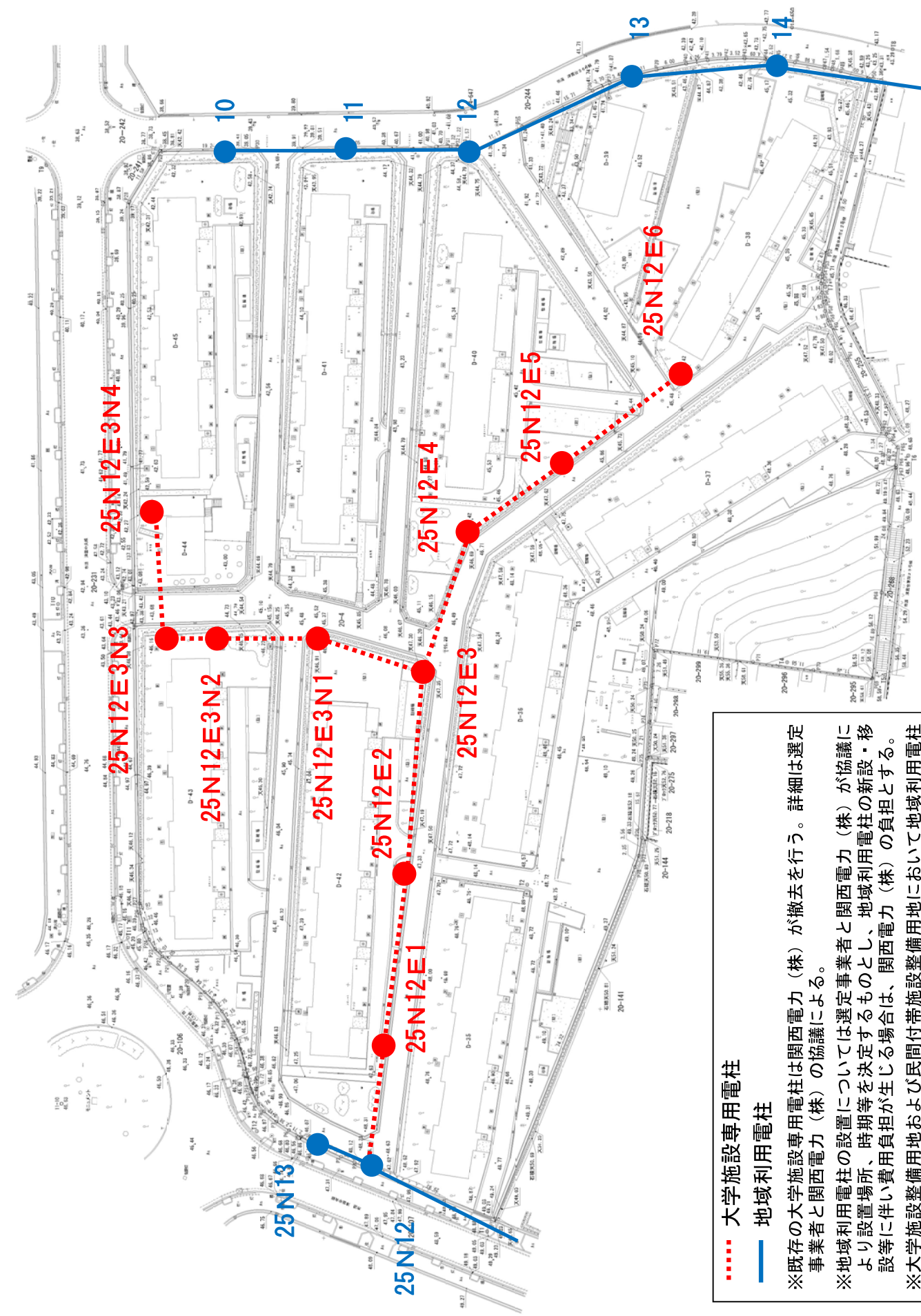
大阪大学グローバルビレッジ施設整備運営事業提案審査委員会委員名簿

H29.4.1現在

氏 名	所属・役職等	備 考
◎ 三 成 賢 次	理事・副学長	1号委員
澤 木 昌 典	施設マネジメント委員会委員長 工学研究科教授	2号委員
有 川 友 子	国際教育交流センター長 国際教育交流センター教授	3号委員
池 田 三 喜 男	教育・学生支援部長	4号委員
住 吉 賢 司	国際部長	4号委員
○ 阿 部 英 樹	施設部長 ハウジング・オフィス副オフィス長	4号委員
志 賀 直 比 古	サステイナブルキャンパスオフィス キャンパスデザイン部門副部門長 サステイナブルキャンパスオフィス特任教授	5号委員

◎は委員長

○は副委員長



..... 大学施設専用電柱 —— 地域利用電柱

※既存の大学施設専用電柱は関西電力（株）が撤去を行う。詳細は選定事業者と関西電力（株）の協議による。
 ※地域利用電柱の設置については選定事業者と関西電力（株）が協議により設置場所、時期等を決定するものとし、地域利用電柱の新設・移設等に伴い費用負担が生じる場合は、関西電力（株）の負担とする。
 ※大学施設整備用地および民間付帯施設整備用地において地域利用電柱を設置する場合は大学が関西電力（株）に対し土地を使用させるものとする。（既存電柱も同様とする）。

(9) この土地が著しい損害を受けたとき。

(10) 法令の変更、許認可の取消し又は変更等により、本事業の継続が不可能又は困難となることが見込まれるとき。

(適用順)

第22条 事業契約と定期借地権設定契約との規定に矛盾、齟齬がある場合は、事業契約の規定が優先するものとする。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第23条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に定期借地権設定契約を履行しなければならない。

2 乙は、民間付帯事業整備用地が甲の財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

3 定期借地権設定契約に関して疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(電柱に関する特則)

第24条 乙は、甲が関西電力株式会社（以下本条で「関西電力」という。）に対し、添付の位置図に示す地域利用電柱の設置を承諾したことを了承し、これに異議を申し立てない。

2 乙の申し出等により関西電力が民間付帯事業整備用地内に新たに地域利用電柱を設置する場合又は前項の地域利用電柱を移設するときは、甲が関西電力に対してその設置又は移設を承諾するものとし、乙はかかる甲の承諾を了承し、これに異議を申し立てない。ただし、甲は、電柱の設置位置又は移設位置は民間付帯施設の整備計画に基づき乙と関西電力が協議して定めることを認める。

3 前項の地域利用電柱の設置及び移設の費用は関西電力が負担する。

4 第1項及び第2項の電柱の設置又は移設による第5条の借地料の調整は行わない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第25条 定期借地権設定契約は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、定期借地権設定契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

定期借地権設定契約の成立を証するため、定期借地権設定契約書2通を作成し、各当事者記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成●年●月●日

住所